

西諸県圏域
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(原案)

小林都市計画区域
えびの都市計画区域
高原都市計画区域

令和 7 年 1 2 月

【目 次】

第 1 章 基本的事項	1
第 1 節 都市計画区域マスタープランの位置づけ	1
第 2 節 本県の目指す都市づくり	2
第 3 節 本県の将来都市構造	3
第 2 章 都市計画の目標	5
第 1 節 計画期間と範囲	5
第 2 節 西諸県圏域における都市づくりの基本方向	6
第 3 節 地域ごとの市街地像	9
第 3 章 区域区分（線引き制度）の決定の有無及び定める際の方針	12
第 1 節 区域区分の有無	12
第 4 章 主要な都市計画の決定方針	13
第 1 節 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針	13
第 2 節 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針	19
第 3 節 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針	26
第 4 節 自然環境の整備又は保全に関する方針	27
第 5 節 防災都市づくりに関する方針	30
第 6 節 都市計画の推進に関する方針	34
附図 西諸県圏域構造図	36
巻末資料 事前復興まちづくりに向けて（概要）	37

第1章 基本的事項

第1節 都市計画区域マスタープランの位置づけ

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）は、都市計画法の規定に基づき定めるもので、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする、都市計画の基本的な方向性を示すものであり、個々の都市計画は、これに即するものとされています。

都市計画の決定にあたっては、市町が中心となるべきであり、市町の区域を超える特に広域的・根幹的な都市計画についてのみ、都道府県が決定することとされています。

このため、都市計画区域マスタープランは、広域的観点から保全すべき緑地の配置や大規模集客施設の立地等、広域的、根幹的な都市計画に関する事項を定めることとされており、一方で、市町内においておおむね完結する、地域に密着した都市計画に関する事項は、市町の都市計画に関する基本的な方針（以下「市町マスタープラン」という。）に定めることとされており、それぞれの役割分担を明確にすることが必要と考えられます。

また、県は、少子高齢化・人口減少の進行や大きな被害が想定される自然災害等の課題への対応を背景として、『都市計画に関する基本方針』を平成29年3月に改定しており、本県が目指す都市づくりの実現に向けて、都市計画の基本方向や将来都市構造等を定めています。その中では、広域都市圏の形成や地域間・県境を越えた交流・連携の強化、都市機能の相互連携・補完等を定めており、広域的な視点を重視しています。

なお、県は、都市計画区域が複数の市町にまたがるか否かにかかわらず、必要に応じ、隣接・近接する他の都市計画区域や都市計画区域外の現況及び今後の見通しを勘案し、広域的課題の調整を図ることとされています。

西諸県圏域は、非線引き都市計画区域である小林都市計画区域、えびの都市計画区域、高原都市計画区域の3つの都市計画区域で構成されていますが、九州山地や霧島山系といった豊かな自然環境に囲まれ、古くから第一次産業を中心として発展してきており、通勤や通学、買い物等の日常生活圏は、これら都市計画区域全体にわたり広域化しています。

このような広域的なつながりを踏まえ、交通や各種施設の立地等土地利用の広域化に対応し広域調整を強化するとともに、広域的な視点を重視する観点から、3つの都市計画区域を一体の圏域と捉え、複数の都市計画区域で一体の都市計画区域マスタープランを策定することとしました。

なお、都市計画区域マスタープランは、県全体としての都市づくりの基本的な考え方を定めた『都市計画に関する基本方針（改定版）』（以下、「基本方針」という。）に基づき定めるものとします。

第2節 本県の目指す都市づくり

都市計画区域マスタープランは、基本方針に定める「宮崎県の実指す都市づくり」やその実現に向けた「都市計画の基本方向」、都市づくりと基本方向の実現に向けた3つの重点的な対応を踏まえ、圏域の特性を考慮して、第2章以降に都市の将来像を含む都市計画の目標や、都市計画の基本的な方向性を定めます。

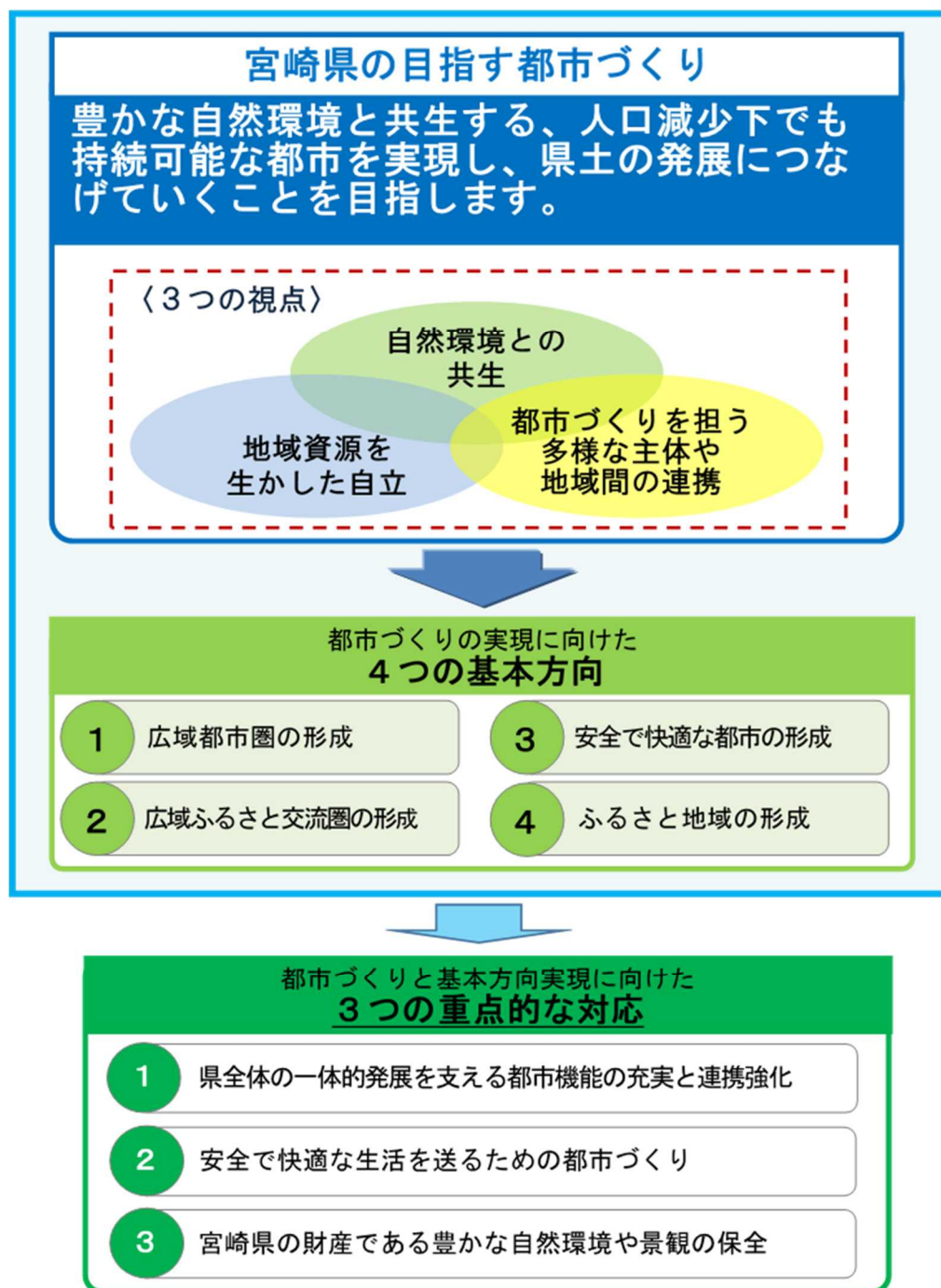


図 本県の実指す都市づくりに向けた重点的な対応等

第3節 本県の将来都市構造

基本方針では、都市づくりの骨格を構成する都市構造の基本となる枠組みとして、日常生活等で一体性のある広域的な地域を一つの圏域として捉え、下図のとおり東臼杵・西臼杵、児湯、中部、西諸県、北諸県、南那珂の6つの圏域を設定しています。

本県の将来都市構造は、この全県的な視点を踏まえながら、「拠点」、「ゾーン」及び「軸」を設定します。都市計画区域マスタープランは、それぞれの圏域の都市づくりの方向性を示すこととします。

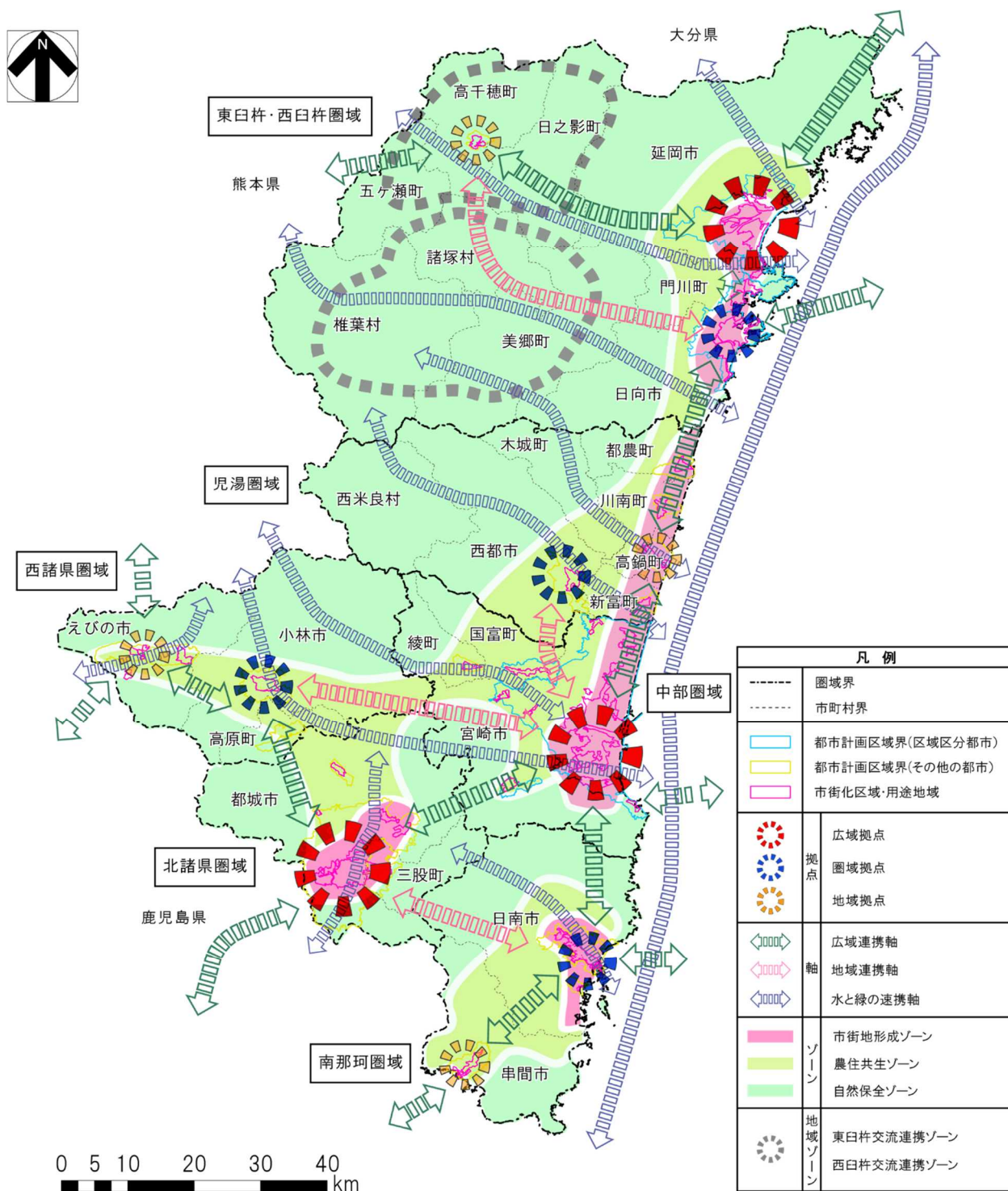


図 宮崎県の将来都市構造図

■ 拠点

広域拠点 宮崎市 都城市 延岡市	全県レベルにおいて、広域拠点としての役割を担う都市であり、それぞれの拠点において中核を担う都市 3つの広域拠点を中心として、周辺都市との連携を図りながら、広域都市圏の形成を目指します。
圏域拠点 日南市 小林市 西都市 日向市	広域拠点に次ぐ都市規模を持つ各圏域の中心的な都市 各圏域の中心都市として、それぞれの圏域を対象とする広域的な都市機能の集積・強化を図り、圏域内の各都市とのネットワークの中心となる拠点として位置付けます。
地域拠点 串間市 えびの市 高鍋町 高千穂町	各圏域においてある程度の拠点的な集積、規模があり、周辺都市からの流動の中心となっている都市 各都市の中心市街地を中心に、周辺都市からの人や物等の流動に対応した都市機能の集積・強化を図るべき拠点として位置付けます。県境に位置する都市については、県内各都市のみでなく、隣県の都市とも交流・連携を図りながら、地域の中心としての拠点形成を目指します。
生活拠点	上記に該当しない、それぞれの都市レベルで都市的サービスを担う都市

■ 軸

広域連携軸	県内の広域拠点、圏域拠点と県外主要都市及び国内外の都市を結び、九州全体の中で広域的な交流・連携を担うべきネットワーク軸
地域連携軸	圏域内及び圏域間において、広域拠点、圏域拠点、地域拠点を相互に結び、広域連携軸を補完し、相互の都市機能分担と連携を担うべきネットワーク軸
水と緑の連携軸	河川や海洋等の広域的な自然環境を結ぶ軸

参考 圏域単位の都市計画運用の必要性

本県は、県全体に求心力を持つ中心的な都市として宮崎市があり、次いで都城市、延岡市が南と北の中心的な都市となっており、3大広域拠点を形成しています。基本方針では、県全体の活力を高めていくために、宮崎市、都城市及び延岡市の3つの広域拠点を中心として、周辺都市と連携しながら地域の特性を生かした「広域都市圏」の形成を目指すこととしています。広域都市圏は、周辺都市のほか、広域拠点間や県外との連携も含み、その範囲も圏域を超えて広がるものと考えます。

また、3大広域拠点の都市間や隣県の都市との間には、小規模な都市計画区域が分散して連なっており、これらはそれぞれのエリアで、社会・経済的、地勢的にまとまりを形成しつつ、日常生活圏は都市計画区域や圏域を超えて広がっています。

モータリゼーションの進展と道路ネットワークの整備により、日常生活圏は市町の範囲を超えるとともに、圏域を超えた人・モノの流動が見られ、社会的なつながりも圏域間で重複しています。

これらの日常生活圏の広がりや人・モノの流れは、一様ではなく、市町や都市計画区域の範囲より広いものとなっており、その実態に応じて都市計画を運用する必要があります。

このため、一定のまとまりを有する圏域を単位として、一体的に都市計画を運用することが必要です。

第2章 都市計画の目標

第1節 計画期間と範囲

1. 計画期間

本計画は、おおむね20年後の都市の姿を展望した上で、都市計画の基本的方向を定めます。また、基本的な都市施設や市街地開発事業は優先的におおむね10年以内に整備するものを整備の目標とします。

2. 都市計画区域の範囲と規模

本圏域に含まれる都市計画区域の範囲、その面積は次のとおりとします。

都市計画区域名称	市町名	都市計画区域の範囲	規模 (ha)
小林	小林市	行政区域の一部	2, 360
えびの	えびの市		3, 080
高原	高原町		950

* 都市計画区域外において、既に都市的土地利用の集積が認められ、都市的開発による環境の悪化、土地利用の混乱が見込まれる場合等、必要が生じた際は、関係市町との調整を図った上で、都市計画区域の変更を検討します。

第2節 西諸県圏域における都市づくりの基本方向

1. 西諸県圏域の課題

(1) 県全体の一体的発展を支える都市機能の充実と連携強化

本圏域は、九州自動車道が分岐する、いわばクロスハイスウェイ機能を有し、九州南部の道路交通の要衝として位置付けられることから、この高速交通ネットワークを十分に生かした都市づくりが必要と考えます。

そのためには地域内には、県内有数の第一次産業からなる質が高く豊富な農産品、高千穂峰やえびの高原といった自然資源があり、これら地域の魅力を生かすとともに新たな企業の誘致等による安定した雇用の確保が必要であると考えます。

これらの課題への対応においては、圏域内都市間の連携の強化や、クロスハイスウェイ機能を十分に生かした県内外の各都市間との連携を図ることが重要であると考えます。

特に本圏域の中心となる小林市については、均衡ある発展に向けた機能補完のための連携強化が必要と考えます。

(2) 安全で快適な生活を送るための都市づくり

人口減少・超高齢社会の進行に対応したまちづくりが求められており、人が集まりやすく安全で魅力ある中心市街地の形成に向け、空き店舗・空き家への対応、医療・福祉機能の充実、交通弱者の移動手段の確保等、多様な取組が必要と考えます。

日常生活圏での医療・福祉の充実、増加する空き家への対応、交通弱者が安全で安心して暮らせるための公共交通機関の確保、老朽化が進むインフラへの対策、既存集落の維持といったことが必要と考えます。

さらに、甚大な被害が想定される南海トラフ地震、近年激甚化・頻発化する豪雨等による水災害や土砂災害、霧島山系による火山災害等に対して、被害を防止、軽減するために、災害リスクの分析・評価等に基づいた災害に強い都市づくりが求められると考えます。

(3) 宮崎県の財産である豊かな自然環境や景観の保全

本圏域は、小林盆地の高原性の気候を生かした観光農業、えびの盆地の豊かな水を生かして形成されている田園風景等、地域特性を生かした農林業や観光地形成に取り組んでおり、今後とも高原性リゾート拠点づくりが必要と考えます。

また、持続可能で魅力ある都市づくりを進めるため、社会資本整備や土地利用において、自然環境の有する多様な機能（良好な景観形成、気温上昇の抑制、雨水の貯留等）を活用したグリーンインフラの取組の推進が必要と考えます。

さらに、農業、畜産が盛んであることから、特に水環境保全、資源循環等の環境に配慮した取組が必要と考えます。

2. 西諸県圏域における都市づくりの基本方向

このような状況を踏まえ、西諸県圏域では、以下の3つの都市づくりの基本方向を定めるものとします。

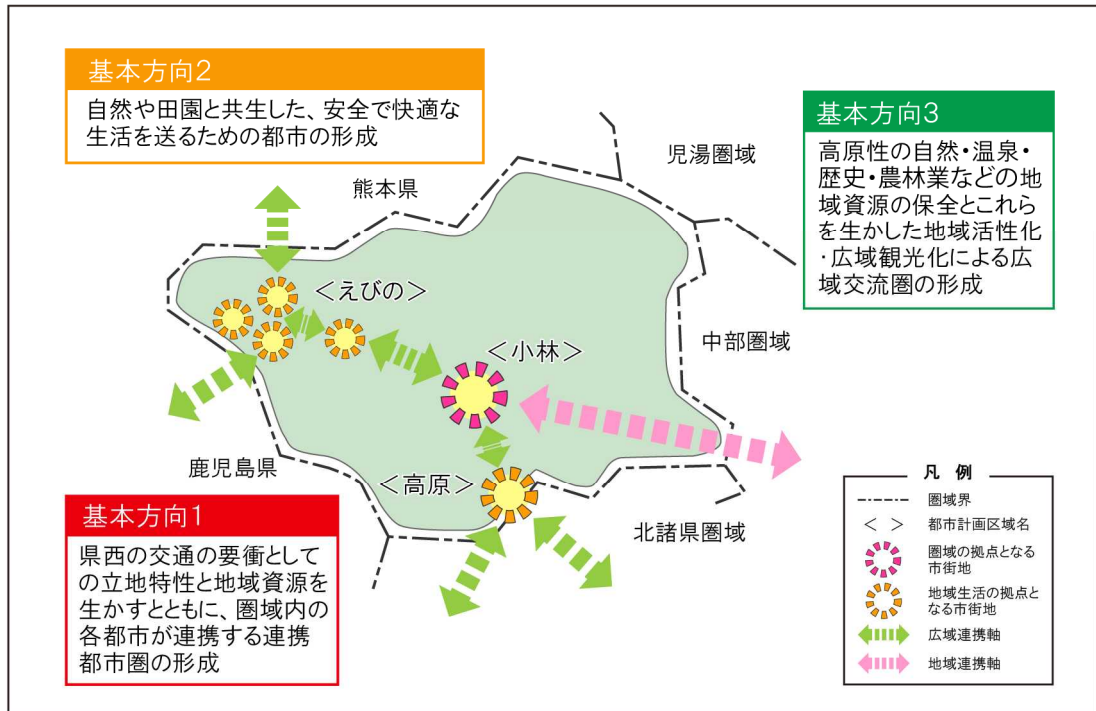


図 西諸県圏域の都市づくりの基本方向

● 基本方向 1

県西の交通の要衝としての立地特性と地域資源を生かすとともに、圏域内の各都市が連携する連携都市圏の形成

- 県央・県南の広域都市圏や県外の都市との連携を強化しながら、九州自動車道により鹿児島県、熊本県とつながる立地特性や各都市に配置されているインターチェンジを生かして地域資源の活用を図るとともに、圏域内の都市が相互に機能を連携・補完する連携都市圏の形成を目指します。
- 各都市は、歴史や自然、スポーツ等の地域資源を生かすとともに、雇用の場を創出する観光・産業の拠点と相互をつなぐネットワークを構築する都市圏の形成を目指します。

● 基本方向 2

自然や田園と共生した、安全で快適な生活を送るための都市の形成

- 人口減少・超高齢社会においても、多様性のある安全で快適な都市を維持するために、商業、業務、医療、福祉その他の多様な都市機能を集積し、これらを補完する地域間の交通アクセスの向上を図るとともに、既存ストックや低・未利用地を活用して、一定の人口を確保した「人のまとまり」※の形成を目指します。
- 「人のまとまり」の形成を通して、都市のコンパクト化によるエネルギーの効率的利用を図り、脱炭素と気候変動対応策に配慮した持続可能な都市構造の実現を目指します。
- 用途地域内においては、既存の良好な緑地等を、環境保全や防災面から、都市内の身

近な緑として保全・活用することを目指します。

- 用途地域外においては、圏域の基幹産業である農林業と調和し、守るべき自然環境を明確化するとともに、都市部との連携・共生を目指します。
- 地震、浸水、土砂災害、火山災害等の災害に強い都市づくりを目指します。

※「人のまとまり」：商業・医療・福祉等の都市機能を維持できる一定の人口が集積した地域。詳細は、基本方針5-2 県全域の基本方針「1. 長期的な都市づくりの基本方針」参照。

● 基本方向3

高原性の自然・温泉・歴史・農林業等の地域資源の保全と、これらを生かした地域活性化・広域観光化による広域交流圏の形成

- 九州山地と霧島山系に囲まれた豊かな自然・温泉・歴史・農林業等の地域資源を保全することを目指します。
- また、これらの自然、歴史、田園環境を住民のレクリエーション・憩いの場、交流人口拡大の場として適正に活用することを目指します。
- 本圏域の豊富な湧水や河川等の水環境や霧島連山・森林等の自然を自然環境保全や景観の保全の視点から、保全することを目指します。
- 農林水産資源等の地域特産づくりによる地域振興や観光開発を促進するとともに、広域ふるさと交流圏の形成を目指します。
- 併せて、「美しい宮崎づくり推進計画」等に基づき、地域固有の美しい宮崎の景観の保全、創出及び活用をすることにより、「魅力ある地域づくり」を推進し、「県民の心豊かな暮らし」と「活力ある地域社会」の実現を目指します。

第3節 地域ごとの市街地像

本圏域において、都市づくりの基本方向の実現に向けたおおむね20年後の地域ごとの市街地像は次のとおりとします。

なお、それぞれの市街地は、地震、浸水、土砂、火山災害等の災害に強い都市づくりを目指します。

1. 「人のまとまり」を形成する核となる市街地

人口減少・超高齢社会においても、多様性のある安全で快適な都市を維持するためには、商業・医療・福祉等の都市機能を維持できる一定の人口密度を有する「人のまとまり」を形成することが必要です。このため、商業、業務、医療、福祉、教育、文化、行政、観光、交流等の都市機能を集約した、人が集う場所となる「人のまとまり」の核となる市街地の形成を目指します。

なお、「人のまとまり」を形成する核となる市街地は、都市基盤が整備されている地区または整備が確実な地区で、都市の既存ストックや低・未利用地の有効活用により形成することを原則とし、それぞれの市街地は、相互に機能を連携・補完します。

また、これらの市街地やその周辺は、環境・景観保全や防災面から、既存の良好な緑地等を、都市内の身近な緑として保全・活用することを目指します。

(1) 圏域の拠点となる市街地

圏域の拠点となる市街地においては、商業、業務地等の広域的な都市機能を集積し、うるおいと活力のあるまちづくりを目指します。また、県央・県南の広域都市圏や県外の都市との連携を強化しながら、九州自動車道により鹿児島県、熊本県とつながる立地特性や各都市に配置されているインターチェンジを生かして、地域資源の活用を図るとともに、圏域内の都市が相互に機能を連携・補完する連携都市圏の形成を目指します。

都市計画区域	市町名	対象地区
小林	小林市	小林駅周辺、国道221・268号沿道地区

(2) 地域生活の拠点となる市街地

地域生活の拠点となる市街地は、商業・医療・福祉等の都市機能の集約を図りながら、周辺の市街地と相互に機能を連携・補完し、また、基幹産業である農林業、観光及び商工業が連携した、安全・安心・快適で、うるおいと活気あふれる地域の特性を生かした市街地の形成を目指します。

都市計画区域	市町名	対象地区
えびの	えびの市	国道221・268号沿道地区、えびの飯野駅周辺、えびの駅周辺、京町温泉駅周辺
高原	高原町	一般県道西麓小林線沿道地区

(3) その他の市街地

- 主要な幹線道路沿道及び鉄道駅周辺の市街地のうち、「人のまとまり」を形成する核となる市街地は、交通便利性を生かして、商業、業務、居住機能を集約し、秩序ある土地利用を実現するとともに、居住環境の改善や、安全・安心・快適な居住空間の維持・

創出に向けた都市づくりを目指します。

- 住宅市街地のうち、「人のまとまり」が形成されるべき市街地は、秩序ある土地利用を実現するとともに、商業・医療・福祉等の都市機能の集約を図りながら、周辺の「人のまとまり」の核となる市街地と機能を連携・補完し、居住環境の改善や安全・安心・快適な居住空間の維持・創出に向けた都市づくりを目指します。
- 市街化が進行している地域は、市街地内農地等の低・未利用地、住宅、工場等の混在解消や生活道路・下水道等の整備促進と集約的な市街地の形成に向けて、効率的な土地利用と都市施設整備を一体的に行うとともに、計画的な緑地空間等を配置し、安全・安心・快適なうるおいのある居住環境の形成を目指します。

2. 産業や観光の拠点となる市街地等

(1) 工業拠点

公害防止や周辺住宅地の環境保全に十分に留意しつつ、工場と住宅の適正配置に努め、工業地としての土地利用の増進を目指します。

都市計画区域	市町名	対象地区
小林	小林市	堤地区
えびの	えびの市	えびのインターチェンジ周辺、えびの飯野駅周辺地区
高原	高原町	高原インターチェンジ周辺

※えびの飯野駅周辺東側地区においては、工業地として、工場と住宅の適正配置に努めます。

(2) 流通業務拠点

都市計画道路の配置を踏まえながら、その立地特性を生かした流通機能の強化を目指します。

都市計画区域	市町名	対象地区
えびの	えびの市	えびのインターチェンジ周辺
高原	高原町	高原インターチェンジ周辺

(3) 観光拠点

豊かな自然環境や歴史・文化・景観資源等を拠点として、高規格道路や鉄道等の広域交通ネットワークの結節点や道の駅、既存観光施設については、県内外及び外国からの誘客等に備え、歴史や自然等の地域資源を生かした多様性のある観光拠点としての土地利用や保全の増進、住民のレクリエーション・憩いの場、交流人口拡大の場として適正な活用を目指します。また、圏域内の観光拠点が周遊できるよう、交通ネットワーク整備と宿泊機能の連携・補完を行います。

【観光拠点】

都市計画区域	市町名	対象地区
小林	小林市	生駒高原、出の山、三之宮峡、すきむらんど、のじりこぴあ
えびの	えびの市	えびの高原、矢岳高原、京町温泉郷、道の駅えびの
高原	高原町	皇子原公園周辺、御池

【観光受入拠点】

都市計画区域	市町名	対象地区
小林	小林市	小林駅
えびの	えびの市	京町温泉駅観光交流センター、えびの駅、道の駅えびの

「スポーツランドみやざき」の拠点となる区域は、その機能を強化するとともに、県内外からの誘客等に備えた拠点としての土地利用や保全の増進を目指します。

また、令和9年（2027年）に開催される国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会を見据え、関連施設の機能強化を目指します。

(4) ICT等産業拠点

周辺環境との調和を図りながら、ICT等クリエイティブ産業をはじめ、半導体やデジタル産業等の集積に努めます。

3. 既存集落

用途地域外は、守るべき自然環境を明確にし、無秩序な市街化を抑制します。

将来にわたり残していくことが必要な既存集落を維持するためには、「人のまとまり」の形成に必要な商業・医療・福祉等の都市機能の確保や周辺の市街地との機能の連携・補完を図る必要があります。

また、歴史や自然等の地域資源を生かしながら、住民のレクリエーション・憩いの場、交流人口拡大の場としての活用を目指します。

4. 連携軸

- 県央・県南の広域都市圏との連携や、県外・国外との交流を強化する広域・地域連携軸の形成や機能維持を目指します。
- 広域連携軸は、小林市と県内外及び国外の都市を結び、九州全体の中での広域的な交流・連携を担います。
- 地域連携軸は、圏域内及び圏域間において、それぞれの圏域の拠点となる市街地を相互に結ぶとともに、広域連携軸を補完し、相互の都市機能分担と連携を担います。
- 上記の連携軸に加え、圏域内の都市が機能を連携・補完するために、生活拠点相互や地域生活の拠点となる市街地、既存集落等をつなぐ都市連携軸等の形成や機能維持を目指します。
- また、都市計画区域外等にある町村の中心部や既存集落等とも、上記連携軸とのネットワーク化を促進する等、連携強化を目指します。

第3章 区域区分（線引き制度）の決定の有無及び定める際の方針

第1節 区域区分の有無

1. 区域区分の決定の判断

小林都市計画区域、えびの都市計画区域、高原都市計画区域においては、区域区分を行わないものとします。

2. 区域区分を行わない理由

- 現行市街地における人口密度は、国が、土地利用密度の低い地域における人口密度の参考値として示す1haあたり60人を下回ることから、市街地拡大圧力は比較的低いものと考えられます。
- 小林都市計画区域の現行市街地においては、人口集中地区（DID地区）が設定されており、市街化区域を設定しうる規模・密度を有していると考えられるものの、一方で令和12年における市街地人口の推計値が、現行市街地において、適切な人口密度を保ちつつ収容が可能となる人口を下回っていることや、市街地内における建築活動は特に活発ではなく、急激な市街地拡大の可能性は低いものと考えられます。
- えびの都市計画区域、高原都市計画区域の現行市街地においては、人口集中地区（DID地区）は設定されていないことから、市街化区域を設定しうる規模・密度ではないと考えられます。
- 小林都市計画区域の市街地外における開発動向が比較的活発であり、農地や自然環境の保全等に向けた対応が必要であると考えられることから、特定用途制限地域等を活用した土地利用規制を図るものとします。
- 上記の状況や市町の意向等から総合的に判断すると、無秩序な市街化の防止と計画的な市街化への対応として、区域区分を適用する必要性は低いものと考えられることから、小林都市計画区域、えびの都市計画区域、高原都市計画区域においては、当面、区域区分の適用はしないものとします。

第4章 主要な都市計画の決定方針

第1節 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針

1. 基本方針

都市計画は、人口が増加する中で、無秩序な都市化をコントロールするとともに、効率的な基盤整備を実現するという役割を果たしてきましたが、もはや人口増を前提とした都市づくりを目指す状況ではなくなってきており、都市の状況に応じて既成市街地の再構築等により、都市構造の再編に取り組む必要があり、その取組においては他の都市との競争・協調といった視点に立った個性的な都市づくりへの要請の高まりに応じていかなければなりません。さらには、幅広く環境負荷の軽減、防災性の向上、バリアフリー化、良好な景観の保全・形成、歩いて暮らせるまちづくり、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり等、都市が抱える各種の課題にも対応していく必要性が高まってくると考えられます。

このような中で都市が抱える課題に対応するためには、人口が減少に転じ、地域によっては新たな建築活動が行われにくくなっていることを踏まえれば、規制に加えて民間の活動や投資を誘導するという観点が必要であり、居住・福祉・医療等の諸機能が都市内のどこに立地すべきかを検討し明確にすることが重要となります。

このようなことを踏まえ、土地利用に関する都市計画は、都市施設等、他の都市計画と連携し、都市計画としての総合性・一体性を確保しつつ、適時適切な見直しを行い、限られた都市空間の適正な配分を確保する観点から、土地利用の規制誘導を図ります。

本県の目指す豊かな自然環境と共生する、人口減少下でも持続可能な都市の実現に向けては、『人のまとまり』をつくる」「安全な『人のまとまり』をつくる」「『人のまとまり』の核をつなぐ」といった長期的な都市づくりの基本方針を踏まえ、地域の特性を考慮しながら、土地利用に係る都市計画を運用します。

具体的には、「人のまとまり」を形成する核となる市街地に都市機能を集約し、これらの市街地間で機能を補完しながら、核を中心として一定の人口密度を有する活力ある地域を形成するとともに、様々な災害に強い安全な都市の構築、産業・観光の拠点の構築、既存集落の維持に向けて、効果的・効率的な土地利用の誘導を図ります。

西諸県圏域においては、次の点について、特に重点的に取り組んでいきます。

(1) 市街地への都市機能誘導

本圏域は、人口は減少しているものの用途地域外の人口比率が高く、未だに用途地域外への住宅の新築が多い状況にあります。また商業施設も、用途地域外の幹線道路沿道への立地が進んでおり、郊外へのスプロール化が進行しています。今後、更に人口減少や高齢化が進展することから、誰もが安全で安心して生活できる市街地を形成するために、市街地内への都市機能誘導を推進していくとともに、郊外化の抑制に取り組めます。

(2) 計画的な「人のまとまり」の核の形成

「人のまとまり」を形成するためには、多様な機能を集積するとともに、まちなか居住ができる職住近接型の市街地として再生する必要があります。このため、市街地の特性を考慮しつつ、必要な都市機能の誘導や土地の高度利用、良質な都市空間の形成に向け、地域地区の見直しや地区計画の活用を行い、必要な都市機能を集約しやすい環境を確保する必要があります。なお、「人のまとまり」を形成する核となる市街地は、都市基盤が整備されている地区、または整備が確実な地区で、都市の既存ストックや低・未利用地の有効活用により形成することを原則とします。

特に、本圏域は、ミニ開発や道路が未整備のままの宅地開発により、幅員が狭く線形が整っていない道路が多く、防災上の懸念も考えられるため、開発行為による優良な宅地開

発や生活道路の整備を進める取組が重要です。

また、公共公益施設については、その位置が市街地の構造に影響することを踏まえた上で、人口集積の動向、生活利便性の向上、効率的な都市経営等に配慮し、医療、福祉及び教育文化等の施策と連携して、その配置を検討します。

(3) 経済発展・雇用創出に資する市街地の形成

本県の経済発展や雇用創出に資する産業立地のニーズ等に対応するために、新たな市街地の形成が必要と判断される場合については、周辺の自然環境や農林業との調和を図るとともに、交通体系と整合が図られた、計画的な土地利用と都市施設整備を一体的に行い、良好な環境が確保された特色ある市街地の形成を促進します。

2. 主要用途の配置方針

(1) 商業業務地

- 「圏域の拠点となる市街地」には、周辺地域を含めた購買需要をまかなう商業業務地を配置します。今後はさらに、その都市機能の充実と都市基盤整備を一体的に促進するとともに、広域的な商業、業務、文化、交流機能等の集積・強化に努めます。
- 「地域生活の拠点となる市街地」には、主に周辺地域の日常品等の購買需要をまかなう商業業務施設を配置します。今後はさらに、その機能の充実と環境整備により、地域の特性を生かした特色ある商業業務地の形成に努めます。
- 主要な幹線道路沿道及び鉄道駅周辺の市街地のうち、「人のまとまり」を形成する核となる市街地は、主に周辺地域の日常品等の購買需要をまかなう商業業務施設を配置します。本地域は、周辺の住宅地等に配慮しつつ、交通利便性を生かして、商業、業務、居住機能を集約するとともに、居住環境を改善し、安全・安心・快適な居住空間を維持・創出します。

(2) 工業地・流通業務地

① 工業地

- 公害防止や周辺住宅地の環境保全に十分に留意しつつ、工業地としての土地利用の増進と環境整備に努めます。
- 地場産業の集積が見られる地区においては、工業地として周辺の住環境に十分留意し、工場と住宅の適正配置に努めます。

② 流通業務地

えびのインターチェンジ周辺地域については、その交通利便性を生かして、今後とも周辺土地利用との調和を図りながら、その機能の維持・形成に努めます。

以上の工業地・流通業務地については、インターチェンジ周辺等、総合的な都市づくりの観点から産業集積の適地として判断される場合は、周辺環境に十分に留意しつつ、その配置について検討を行います。その際、用途地域ごとに環境基準が定められていることを踏まえ、公害防止や環境保全の観点から用途地域の指定を検討します。

(3) 住宅地

- 既存の低層及び中層の住宅地については、今後も土地の効率的な利用を図るとともに、計画的で良好な住宅地形成に努めます。

- 新たに形成される低層住宅を中心とした住宅地については、効率的な土地利用と都市基盤整備を計画的・一体的に行い、良好な住宅地形成に努めます。

3. 市街地における建築物の密度構成に関する方針

圏域の拠点となる市街地は、本圏域の中心となる多様な都市機能を集積する市街地として高密度な土地利用を図ります。

地域生活の拠点となる市街地は、周辺の住宅地との調和を図りつつ、中密度・低密度の土地利用を図ります。

主要幹線道路沿い及び鉄道駅周辺の市街地や住宅地については、地区の特性に応じて、中密度・低密度の土地利用を図ります。

なお、建築物の密度構成の設定にあたっては、地区の特性に応じ、主要用途ごとに目指すべき市街地像を具体的に想定しながら、秩序ある都市空間の創出や、良好な住環境の確保、美しいまち並みの形成等、安全で快適な都市の実現に向けて、市街地の効率的な土地利用を図ります。

4. 市街地における住宅整備の方針

圏域の拠点となる市街地では、既存施設のリノベーションや更新を行うとともに交通利便性等を生かし、まちなか居住ができる複合型施設の整備により、職住近接型の市街地として再生することが必要です。

圏域の拠点となる市街地の郊外部や地域生活の拠点となる市街地部等では、低層住宅及び中層住宅の秩序ある配置に考慮しながら、周辺環境と調和した良質な住宅の供給に努めます。

その他の市街地では、居住環境や防災性の改善及びまちなか居住の住宅供給に努めるとともに、老朽化した公営住宅の計画的な建て替えを推進します。

また、公営住宅については、「人のまとまり」を形成する観点から、その核となる市街地に集約化を図る等の検討が重要となります。

5. 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

(1) 用途転換に関する方針

用途地域内の低・未利用地については、用途地域指定の目的に即して有効活用を図るとともに、必要に応じて用途地域の見直しを検討します。また、中心市街地周辺の既存の低層住宅地については、良好な住環境保全の観点から、用途地域の見直しを検討します。

(2) 居住環境の改善又は維持に関する方針

- 小林市の中心市街地は、その利便性を生かしたまちなか居住や職住近接を目指して、良好な居住環境を有した住宅地形成に努めます。
- 市街地内農地等の低・未利用地と小規模開発による住宅等が混在し、都市施設整備が不十分である等の状況がみられる地区は、住民との合意形成を図りつつ、地区計画等を活用しながら、土地利用の整序を図り居住環境の改善に努めます。
- 適切な管理が行われていない空き家等は防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、空き家等に関する様々な施策を活用し、国・県・市町・住民等の多様な主体が連携した空き家、低・未利用地対策に取り組みます。
- 土地区画整理事業等によって、既に基盤整備が完了し、良好な居住環境を保持してい

る地区については、今後ともその居住環境の維持に努めます。

- 工業団地における企業立地の促進とあわせ、職住近接型の良好な住宅地の形成に努めます。
- 生活利便性の高い市街地居住を求める高齢者が、地域社会の中で自立しながら快適に安心して暮らせるよう、良質な住宅形成に努めます。
- 既成市街地周辺地区については、その利便性を生かしながら、良好な居住環境を有した住宅地形成に努めます。

(3) 都市計画事業等を契機とした都市づくりに関する方針

建物の多くが更新される都市計画事業等の実施は、魅力あるまち並みを形づくる契機であるとの認識に立ち、早い時期から地域住民との協働のもと、建築協定や地区計画等、面的な都市づくりのルール化を検討します。

(4) 市街地内の緑地の保全等に関する方針

- 都市計画を定める際には、策定段階から緑地の整備・保全の意義・重要性を考慮します。
- 新鮮な農作物の供給、防災空間の確保、良好な景観形成等のために必要な農地は、都市農業振興基本法の趣旨を踏まえ、市街地内にあるべきものと位置付け、計画的な保全に努めます。

また、市街地に残る良好な緑地や里山、農地等の身近な自然環境については、グリーンインフラの取組を推進し、自然環境の有する多様な機能を活用するため、保全に努めます。

- 市街地に残る緑地等については、環境・景観保全の面から特に必要と判断される場合は、特別緑地保全地区や生産緑地地区、風致地区に位置付ける等、保全に努めます。
- 良好な自然景観を保全するために指定された風致地区については、今後も市街地内の良好な風致の維持が必要な区域として保全・継承を図ります。

6. 用途地域外の土地利用の方針

(1) 優良な農地との健全な調和に関する方針

- 市街地と優良な農地との健全な調和に向けて、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域の設定及び各種農業施策と都市計画との調整、連携を図ります。
- 各種農業基盤の整備が行われている優良な農地の保全に努めます。

(2) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- 都市計画を定める際には、策定段階から緑地の整備・保全の意義・重要性を考慮します。
- 貴重な自然環境を有する区域は、都市計画法以外の土地利用規制関連法令に基づく計画との調整、連携を図りながら、必要に応じて都市計画において風致地区に指定する等の土地利用規制の適用や保全すべき区域としての明確化を図ります。
- 霧島錦江湾国立公園や矢岳高原県立自然公園、九州山地、霧島山系等と自然環境ネットワークを形成する、都市計画区域内の良好な水辺空間や森林及び丘陵地、田園風景等の保全に努めます。
- 神社等の歴史的環境を有する地区については、優れた田園風景が残されており、今後もその保全・活用に努めます。

(3) 市街地と田園環境との共生並びに秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- 用途地域外においては、周辺の農林業等との調和に留意して、基本的に都市的土地利用の拡大は抑制します。
- 総合的な都市づくりの観点から、住宅や産業立地のニーズ等への対応のために、都市的土地利用への転換が必要であると判断される場合には、周辺環境との調和に留意し、計画的で良好な都市的土地利用の形成に努めます。
- 既存集落やスプロール的な住宅立地の進行が想定される地域では、無秩序な宅地化抑制と良質な開発行為への誘導による良好な居住環境の形成に向け、必要に応じて建蔽率、容積率等の設定による建築形態の規制を含め、地区計画等の活用を検討します。
- 市街地内遊休地については、周辺環境への影響に配慮しながら、計画的な土地利用の誘導と秩序ある市街地の形成に努めます。
- 都市計画区域外を含むインターチェンジ周辺地区では、周辺の農林業との調和を図りながら、立地特性を生かした良好な工業・流通業務集積地の形成に向け、計画的な土地利用を誘導します。
- 大規模商業施設等、都市機能に大きな影響を与える施設について、中心市街地再生への取組に支障を来すと認められる場合には、特定用途制限地域の指定を検討します。

7. 美しい都市景観の保全・創出に関する方針

「美しい宮崎づくり推進計画（平成29年11月）」及び「宮崎県景観形成基本方針」に基づき、住民、事業者、市町及び県が一体となって、地域固有の魅力ある景観の保全、創出及び活用に向けた取組を推進します。

また、ふるさとへの愛着心や連帯感を高める地域のシンボルとなる自然環境を保全し、観光資源として活用するための取組を行う等、魅力的で活力ある地域づくりにつながる新たな都市景観づくりを、住民や行政等の多様なまちづくりの主体と協働して推進します。

- 美しいまち並みや自然環境の保全等により、宮崎らしい景観を形成している地域、歴史的まち並みや景観が残る地区、今後計画的に誘導していく地域は、地区計画や市町が定める景観計画、景観条例による保全地区等を定め、建築行為等の誘導を行うことにより、自然景観や歴史的景観等の地域の特性を生かした個性的な景観の保全・創出を促進します。

特に、他県と比較して敷地確保の容易さから高容積の建築物が少なく、自然を生かした眺望景観が確保されている現状を本県の財産と捉え、良好な景観の保全・創出に努めます。
- 地域の景観や特徴から、住民に親しまれている建築物や樹木等については、景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木としての指定等、適正な維持・管理に努めます。
- 景観法や沿道修景美化条例、屋外広告物条例等の既存制度等を活用し、地域の特性を生かした美しい都市景観の保全・創出を積極的に促進します。
- シンボリックな景観や歴史的景観を形成している地区については、官民協働で保全に努めるとともに、地域の特性や資源を生かした都市景観の創出に努めます。
- 都市景観を形成する道路や主要な観光拠点を結ぶ幹線道路については、自然景観との調和に配慮しながら、観光資源として特徴のある美しい景観の創出に努めます。
- 施設の整備に当たっては、景観計画、宮崎県公共事業景観形成指針に即して、周辺の景観に配慮した施設整備を推進します。

8. 大規模集客施設の適正立地に関する方針

広域にわたり都市構造に大きな影響を与える大規模集客施設は、市街地の拡大を誘発するおそれがあるため、中心市街地等、立地を誘導する区域をのぞき、原則として立地を抑制します。

また、大規模集客施設の立地が許容されている準工業地域については、総合的な都市づくりの観点から評価を行い、必要に応じて特別用途地区等により制限を行います。

なお、立地の制限を受ける大規模集客施設の定義、立地を誘導する区域、広域的な観点から適正立地を調整する広域調整に関する事項及び具体的な手続きについては、「宮崎県中心市街地の活性化及び大規模集客施設等の適正立地に関するガイドライン（平成30年9月）」に定めます。

9. 都市計画区域外における土地利用に関する方針

- インターチェンジ周辺、主要幹線道路沿道等、道路網の整備等を背景として市街化が進行し、用途の混在、居住環境の悪化、土地利用の混乱が懸念される場合は、他法令や関係市町との調整を図った上で、土地利用を整序し、又は環境を保全するための措置として準都市計画区域の指定等を検討します。
- 一定の規模以上の開発は、他法令と調整しながら、開発許可制度により、適正な土地利用を図ります。

第2節 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針

1. 交通施設

(1) 基本方針

交通施設は、効率性、快適性、安全・安心のほかに、環境との調和を考慮し、道路、鉄道、空港、港湾が、効率的・効果的に役割分担した交通体系が確立されるよう、総合的・計画的な整備を推進します。

地域にとって望ましい公共交通網の姿を明らかにし、まちづくりと連携した持続可能な公共交通網を形成するため、交通事業者や地域住民、国、県、市町が一体となって取り組む「地域公共交通計画」の策定等を促進します。

併せて、車から公共交通や徒歩への転換等、都市交通の効率的・効果的な機能分担を進めるため、モビリティ・マネジメント（MM）等の取組を推進します。

また、予防・保全型の維持管理に努めるとともに、ライフサイクルコストが最小限となるような確かなストックマネジメントを行い、交通施設の長寿命化を図ります。

① 交通体系の整備の方針

ア 広域交通体系の整備

県内外の都市間、空港・港湾と連携した国内外との交流・連携を支えるため、高規格道路等の整備とそれらと一体となって機能する国県道の整備を推進します。

イ 域内交通体系の整備促進と再編の方針

- 生活拠点を中心とした都市圏においては、域内交通体系の確立に向け、圏域内の各都市を結ぶ都市連携軸に位置付けられた都市計画道路等の整備を推進します。
- 主要な幹線道路を中心に、安全・安心・快適な歩行空間の確保等、都市の重要なオープンスペースとして、計画的でゆとりとうるおいのある道路空間の整備に努めます。
- すべての人が安全・安心・快適に移動できるよう、バリアフリー及びユニバーサルデザインに配慮した交通環境の整備に努めます。
- また、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりのため、官民連携の取組を推進し、人々が行き交い、様々な出会いと交流を生み出しながら、まちの魅力や求心力を向上させる街路環境の整備に努めます。
- 自転車の活用による環境負荷の軽減、災害時における交通機能の維持等、新たな課題に対応するため、地域の実情を踏まえた自転車活用推進計画の策定を促進します。
- 長期未着手の都市計画道路のうち、社会経済情勢の変化により、その必要性が低下した路線については、地域の実情等に応じ、計画の廃止も含めた総合的な見直しを進めます。

ウ 防災に配慮した交通環境の整備の方針

緊急輸送道路や避難経路等となる道路については、災害時の安全確保に考慮した整備を推進します。

また、道路の整備に当たっては、消防活動やライフラインの安全性向上のため、広い幅員の確保、無電柱化等を促進します。

エ 景観に配慮した交通環境の整備の方針

- 自然や歴史・文化等の地域の特性を踏まえ、都市景観の魅力向上に配慮した道路

の整備に努めます。

- 道路自体が景観を構成する要素の1つであり、また、重要な視点場であることから、道路整備にあたっては、道路構造物の適正配置や配色に配慮するとともに、緑化に努めます。

オ 自然環境に配慮した交通環境の整備の方針

道路の整備にあたっては、都市計画の策定段階から、自然環境の整備・保全の意義・重要性について考慮し、自然環境に与える影響を十分考慮するとともに周辺環境と調和するよう努めます。

② 整備水準の目標

おおむね20年後には、「人のまとまり」の核をつなぎ、都市の骨格を形成する主要な道路体系の確立と本圏域における交通混雑の解消を図ることを目指します。

(2) 主要な施設の配置の方針

① 道路

- 本圏域の骨格的な道路網は、宮崎自動車道、九州自動車道、国道221号、223号、265号、268号、447号、主要地方道小林えびの高原牧園線によって構成します。
- 広域連携等を支える国道447号や地域間連携・交流を支える主要地方道京町小林線の整備を推進します。
- 各都市計画区域内の都市計画道路において、良好な沿道景観形成や都市の骨格軸を形成する路線については、整備を促進します。

② その他の交通施設（鉄道・バス等）

- 鉄道と基幹的なバス路線（地域間幹線系統）を本圏域の公共交通ネットワークの基軸として位置付け、交通結節点における結節機能の強化を図るとともに、公共交通機関の利用促進に努めます。
- 過疎化や高齢化の進行等、地域の実情に応じてコミュニティバス等の活用や幹線バス路線との連携強化に向けた交通結節点の形成・機能向上を検討します。
- 路線バスについては、「宮崎県地域公共交通計画」に基づき、関係機関との連携・共創による運行の最適化等に取り組み、持続可能な公共交通ネットワークの形成を図ります。

(3) 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に具体的な計画があり、優先的に整備を予定する交通施設は、以下のとおりとします。

なお、市町は、おおむね10年以内に具体的な計画があり、優先的に整備を予定する交通施設を、市町マスタープランに定めるものとします。

① 道路

・都市計画道路

（小林） 3・4・8号 夷守線（一般県道霧島公園小林線）

・その他の道路

- (小林・えびの) 主要地方道京町小林線
- (えびの) 国道447号
- (高原町) 一般県道高千穂峰狭野線

2. 下水道及び河川

(1) 基本方針

(下水道)

健康で快適な生活環境の確保や本県の豊かな水環境の保全、水質浄化に向けて、地域特性等に配慮した総合的な視点に立ち、効率的・効果的な下水道事業を促進するとともに、地域で取り組まれている環境活動等との協働・支援に努めます。

(生活排水)

えびの・高原都市計画区域には下水道の整備は予定されていないため、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備を中心として、水環境保全に向けた生活排水処理対策を促進します。

また、健全な水循環の保全、水質保全の観点から、地域で取り組まれている環境活動等との協働・支援に努めます。

(河川)

地域住民が安全で安心して暮らせるよう河川整備を図るとともに、自然豊かな水辺環境が保全できるよう治水・利水・環境・まちづくりに関する施策を総合的に展開します。

① 下水道及び河川の整備の方針

ア 「人のまとまり」の形成に向けた下水道及び河川の整備の方針

(下水道)

- 汚水処理施設は、公共下水道・農業集落排水施設・合併処理浄化槽等があり、財政的制約の下、地域の特性を十分把握した上で、効率的な施設を選択し、計画的な整備を行います。
- 人口減少等を考慮し、下水道事業計画を適切に見直すとともに、既存設備の予防保全型の改築・更新、長寿命化等を促進します。

(河川)

- 沿川地域を洪水から防御するため、自然環境や河川周辺の景観に配慮しながら整備を推進します。
- 河川利用者の多様なニーズを踏まえ、地域と水辺の一体化を目指し、人と河川の豊かなふれあいの場の整備と保全に努めます。
- 住民等と連携した河川美化活動を推進します。

イ 防災に配慮した下水道及び河川の整備の方針

(下水道)

都市施設整備を行う際には、雨水貯留・浸透施設や透水性舗装等による流出量の抑制に配慮した工法の積極的な導入を促進します。

(河川)

- 河川の防災・治水対策は、市街地における効率的な雨水排水対策を担う下水道事業と連携しながら推進します。
- 浸水被害の危険度が高い地域については、必要に応じて土地利用等の制限につい

でも検討を行います。

- 今後、気候変動により更なる水災害リスクの激甚化・頻発化が懸念されることから、流域に関わるあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を推進し、ハード・ソフト一体となった水害対策を検討します。

ウ 景観に配慮した河川の整備の方針

(河川)

河川周辺の景観に配慮した河川整備を推進します。

エ 自然環境に配慮した下水道及び河川の整備の方針

(下水道)

- 下水道及び河川の整備にあたっては、都市計画の策定段階から、自然環境の整備・保全の意義・重要性について考慮し、自然環境に与える影響を十分に考慮するとともに周辺環境と調和するよう努めます。
- 下水の処理水については、再利用する等、水循環の形成を促進します。

(河川)

多様な動植物が生息・生育・繁殖できるよう、良好な河川環境を保全する多自然川づくりを推進します。

② 整備水準の目標

(下水道)

おおむね20年後には、拠点となる市街地及びその周辺の市街地について処理が可能となる水準を目標とします。また、各市町の公共下水道事業の全体計画に沿って、整備を促進します。

(河川)

過去の浸水被害の実績や沿川の土地利用状況等、総合的に勘案し、河川改修規模を定め、計画的に整備を推進します。

(2) 主要な施設の配置の方針

① 下水道

- 公共下水道事業は、現在、事業計画のうち、小林市の一部で供用を開始しています。今後も公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質保全に資するため、既定計画の早期完成を図ります。
- 河川整備と連携を図りながら、必要に応じて雨水排水施設等の整備を検討します。
- 人口減少に伴う社会情勢の変化に柔軟に対応していくために、必要に応じて下水道として整備する区域の検討を行います。
- 平時はもとより災害時にも安定した機能を発揮できるよう、重要管路や処理施設の耐震性向上、老朽管路の適切な維持・更新が必要です。

② 河川

- 本圏域の主要河川は、一級河川の川内川や一級河川大淀川水系本庄川、岩瀬川等です。
- 近年、激甚化・頻発化する水害の状況を踏まえて、市街化の動向や周辺の土地利用を把握し、調整を図りながら、治水・利水・環境の観点を念頭に河川整備に努めます。

(3) 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に具体的な計画があり、優先的に整備を予定する河川は、以下のとおりとします。

なお、市町は、おおむね10年以内に具体的な計画があり、優先的に整備を予定する下水道及び河川を、市町マスタープランに定めるものとします。

- えびの市
川内川

3. 公園、緑地等

(1) 基本方針

公園、緑地等は、人々にやすらぎとゆとりを与えるばかりでなく、ヒートアイランド現象の緩和、大気浄化、災害の防止等の様々な機能を持ち、自然とのふれあいを通じたレクリエーションの場となる等、重要な役割を果たしていることから、今後も地域住民との協働を図りながら、グリーンインフラの取組を推進し、緑地の保全等に関する基本方針や計画等に基づいた、計画的な整備・保全に努めます。

また、整備・保全にあたっては、都市計画区域を取り囲む優れた国定公園等や都市計画区域内外の自然環境とのつながりを考慮するものとします。

なお、「スポーツランドみやざき」を推進している本県にあっては、その中心となる運動公園等について、より一層の機能充実を図ります。

① 公園、緑地等の整備の方針

ア 「人のまとまり」の形成に向けた公園、緑地等の整備の方針

- 人々の多様なニーズに応える場として、地域の実情に応じた公園の計画的な配置と整備に努めます。
- 各市町において、住民の意見を反映しながら「緑の基本計画」等を策定していくとともに、今後の都市公園等の整備は、「緑の基本計画」等に基づいて行うよう努めます。
- すべての住民が安全・安心・快適に過ごすことのできる空間として、バリアフリー及びユニバーサルデザインに配慮した都市公園の整備、適切な維持・管理を進めます。
- 将来を見据えた都市経営の観点から、公共投資の選択と集中により、公園の効率的な整備や維持・管理を推進します。
- 公園や緑地の有する気候変動対策における効果や自然環境の保全等の観点を念頭に、公園や緑地の適切なあり方を総合的に検討します。
- 厳しい財政状況の下、施設ごとに必要な機能を保全しつつ、ライフサイクルコストが最小限となるよう的確なストックマネジメントを行い、公園施設長寿命化計画に基づき、既存ストックの適切な維持・管理と施設更新に努めます。

イ 防災に配慮した公園、緑地等の整備の方針

- 都市防災上の広域避難場所、一次避難場所等として必要な規模の都市公園を計画的に配置し、防災機能の強化に努めます。
- 中心市街地の公園や広場及び都市基幹公園については、地域の交流拠点や災害時の防災拠点としての重要な役割を担うオープンスペースであることから、計画的な

土地利用や道路整備等と一体的な整備を検討します。

ウ 景観・自然環境に配慮した公園、緑地等の整備の方針

- 地域住民の意見を反映しながら、公園、緑地、道路等の公共空間に加え、民有空間における緑化を促進します。
- 市街地内に残る身近な緑地等の保全・活用、市街地内の河川等における水と緑のふれあいの場の創出、公共空間の緑化等を行い、市街地内の自然環境ネットワークの形成に努めます。
- 市街地内に残る貴重な緑地、社寺林等は、総合的な都市づくりの視点で、まちなかの自然環境として保全が求められる場合は、都市公園以外の公共の緑地としての活用も検討します。
- 市街地及びその周辺に存在する緑地等は、良好な都市環境を維持する自然環境であるとともに、都市景観を形成する要素として、また、低炭素都市づくりの一環として保全・創出に努めます。

② 整備水準の目標

市町が策定する「緑の基本計画」等において定めた目標に基づき、計画的に整備を促進します。

(2) 主要な施設の配置の方針

① 環境保全系統

市街地内の公園は、河川・道路・学校等における緑地空間や市街地周辺の森林等と連続して配置し、環境保全ネットワークの形成を図ります。

② レクリエーション系統

霧島錦江湾国立公園等の本県を代表する景勝地や多くの観光地及びリゾート施設等を生かしながら、人々の余暇活動に対応できる広域的なレクリエーション系統の公園や緑地を配置します。

③ 防災系統

- 身近な公園等、都市内のオープンスペースは、災害時の一次避難場所や救援活動の拠点としての役割を果たすため、その計画的な配置と整備を促進します。
- 10ha以上の公園については、広域避難場所として防災機能の強化に配慮した整備を促進します。

④ 景観構成系統

公園等で、景観上のランドマークとなるものについては、緑のシンボル景観として、積極的に保全します。

⑤ 総合的な公園、緑地等の配置方針

- 4つの系統別の配置方針に基づき、市街地内の緑の充足度にも十分配慮して、公園等の均衡ある配置を行うとともに、緑のネットワークの形成に努めます。
- 広域的な利用に供される、以下の主要な公園については、環境保全、レクリエーション、景観構成等の機能が高い公園として位置付けます。

小林市

運動公園：小林総合運動公園

えびの市

運動公園：王子原運動公園、永山運動公園、神社原公園

高原町

運動公園：高原総合運動公園

- その他、環境保全・景観構成等の機能の高い公園等として、八幡丘公園を位置付けます。

(3) 主要な施設の整備目標

市町は、おおむね10年以内に具体的な計画があり、優先的に整備すべき公園を、市町マスタープランに定めるものとします。

4. その他都市施設

(1) 基本方針

上記のほか、都市活動にとって特に重要と考えられる主要な供給処理施設等に係る都市計画の決定方針は次のとおりです。

① 供給施設

水道・電気等については、平時において安定した供給を図るとともに、災害時におけるライフラインとしての機能を発揮できるよう耐震性や安全性の向上に努めます。

② 処理施設

「第四次宮崎県環境基本計画」(令和3年3月策定)に基づき、産業廃棄物処理施設の配置については周辺の生活環境が保全されるよう、関係市町村や関係機関と調整を図ります。

③ 一団地の都市安全確保拠点施設

災害が発生した場合における居住者等の安全を確保するために必要な機能が一体的に発揮されるよう、必要な位置に適切な規模で配置し、一体の施設として計画的に整備します。

(2) 施設の配置の方針

- 災害発生時のライフライン確保の重要性から、供給・処理施設の配置にあたっては、災害発生危険度の高い地域を避けるとともに、周辺の自然景観に配慮した計画に努めます。
- 一団地の都市安全確保拠点施設の配置にあたっては、災害発生時の居住者等の安全確保拠点として機能が確保されるよう、想定される災害の規模や範囲、地域の実情等を考慮し、位置及び規模を検討します。

第3節 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針

1. 主要な市街地開発事業の決定の方針

本圏域における市街地開発事業については、各地域の状況を的確に把握し、居住環境の改善や防災機能の向上等、必要性・緊急性を考慮して検討します。

(1) 「人のまとまり」の形成に向けた市街地開発事業の方針

- 中心市街地においては、中心市街地活性化法等に基づく、商店街の活性化及び商業をはじめとする各種産業の集積やまちなか居住を支える施設の整備、それと一体的に行うソフト事業を積極的に促進します。
- 高度利用地区、地区計画等の各種都市計画制度の適用も併せて検討します。
- 用途地域を拡大する新たな土地区画整理事業等の市街地開発は基本的に抑制し、都市全体の総合的な都市づくりの観点から必要と判断される場合にのみ、事業の実施を検討します。

(2) 防災に配慮した市街地開発事業の方針

防災上等の居住環境の問題を抱えている地区においては、その改善に向けて、計画的な土地利用と道路・公園等の都市施設整備を一体的に行います。

(3) 景観に配慮した市街地開発事業の方針

計画策定段階から地区住民との合意形成を図りながら、良好な市街地景観の形成に向けて地区計画等の活用について検討します。

(4) 自然環境に配慮した市街地開発事業の方針

- 市街地開発事業にあたっては、都市計画の策定段階から、自然環境の整備・保全の意義・重要性について考慮し、自然環境に与える影響を十分に考慮するとともに周辺環境と調和するよう努めます。
- 市街地整備においては、地区計画や緑地協定等の良好な居住環境形成に関わるルールづくりを促進するとともに、緑化推進等、環境負荷の低減策を検討します。
- 住宅や産業需要に対応して新たな市街地形成が必要と判断される場合には、農林業との調和を図った上で、土地区画整理事業等による計画的な市街地整備を図ります。

2. 市街地整備の目標

市町は、おおむね10年以内に実施することを予定する市街地開発事業を、市町マスタープランに定めるものとします。

第4節 自然環境の整備又は保全に関する方針

1. 基本方針

本圏域は、霧島錦江湾国立公園・矢岳高原県立自然公園等の雄大な山々や岩瀬川、川内川、高崎川等、豊かな水辺景観や空間、狭野神社を彩る緑等、都市計画区域内外の良好な自然環境の保全が求められています。

これらの都市計画区域を取り囲む良好な自然環境の保全の重要性が高まる一方、市街地内の良好な緑地等の減少が進んでおり、市街地内においては、自然環境を保全するとともに、周囲を取り囲む良好な自然環境とのつながりを考慮することが重要です。

さらに、地形・気象特性から、土砂災害警戒区域等の自然災害のおそれのある地区が存在しており、防災上の視点から、その保全と防災対策の強化が求められています。

こうした状況を踏まえ、自然環境の整備又は保全に関する方針は、緑地の保全等に関する基本方針や計画等に基づき、以下のとおりとします。

(1) 市街地内のうるおいのある美しい自然環境の保全・創出

- 市街地内に残る社寺林等の貴重な緑地については、身近な緑として保全・活用するとともに、都市環境保全や防災機能にも配慮した総合的なまちづくりの観点から、風致地区や緑地保全地域、生産緑地地区等の指定を検討する等、地域の実情に応じた、良好な自然環境の保全・活用を促進します。
- 水や緑とふれあえる場の創出に向け、河川、水路等を活用した水辺空間の整備や、道路や公園・広場の緑化により、水と緑の連携軸や自然環境ネットワークの形成を推進します。
- 環境保全、レクリエーション、防災、景観構成の観点から、自然環境の特性に配慮した保全・整備に努めます。
- 住民と行政等が連携を図りながら、河川、公園、道路、学校等の公共空間や工場、事業所、家庭等の民有空間における緑化を行う等、良好な自然景観の創出を促進します。その際、地区計画や緑地協定等の活用も考えられます。

(2) 市街地郊外部における美しい自然環境の保全・整備

- 市街地郊外部に広がる河川、田園、丘陵地、山地等は、生態系の保全や都市の環境負荷の低減等を担う広域的な環境保全ネットワークとして保全・活用し、市街地内の自然環境ネットワークと連携させることにより、自然と都市との結びつきの強化を図ります。
- 自然環境や自然景観を、自然や生きものとのふれあいを通じた環境学習や、レクリエーションの場として、また、これらを活用した観光資源として、保全・創出するとともに、これらを相互につなぐ道路や遊歩道、河川、水路沿いの緑化を推進し、広域的な環境保全ネットワークの形成を促進します。
- 霧島錦江湾国立公園等と連携して、宮崎を代表する広域的なレクリエーション系統の緑地整備を進めることが望まれます。
- 河川の上下流域の地域連携による水源かん養林の保全や、山村地域の活性化等、水と緑の連携軸を中心とした、自然環境の保全及び適正な活用に向けた取組を推進します。

2. 主要な緑地等の配置の方針

(1) 環境保全系統

- 市街地及びその周辺に存在する緑地等は、良好な都市環境を維持する自然環境として、また、都市防災の観点からその機能の保全及び適正な活用に努めます。
- 野生動物の生息地、移動経路にもなる森林や河川等を保全し、生き物の生息する環境保全ネットワークの形成を図ります。
- 雨水の保水機能及び土砂の流出を防止する森林等は、環境保全上重要な役割を果たす緑地等として、積極的に保全します。
- 圏域内河川については、環境保全系統の軸となる緑地として位置付け、保全に努めます。
- 霧島錦江湾国立公園や矢岳高原県立自然公園、「宮崎県緑地環境保全地域」に指定されている三之宮峡、出の山公園の水環境等と、市街地内の自然環境とを結ぶ緑地保全軸の形成や都市計画区域外縁部の緑地等の保全に努めます。
- 風致地区指定がされている地域については、環境保全機能の高い緑地として位置付け、保全に努めます。

(2) レクリエーション系統

霧島錦江湾国立公園等の本県を代表する自然環境と連携しながら、人々の余暇活動に対応できる広域的なレクリエーション系統の自然環境の保全及び適正な活用を促進します。

(3) 防災系統

- 沿道緑地等の市街地内の緑地は、火災時の延焼遅延・遮断効果等の重要な役割を果たす防災系統の自然環境として位置付け、保全・創出に努めます。
- 土砂災害や浸水被害のおそれのある傾斜地や河岸において、災害防止に寄与する緑地等については、保全に努めます。

(4) 景観構成系統

- 地域の特色ある美しい自然景観や、優れた歴史的景観を構成する緑地等の保全に努めます。
- 河川や沿道の緑地等は、良好な都市景観の形成に寄与するものであり、景観構成系統の軸として保全・整備に努めます。

3. 実現のための具体の都市計画制度の方針

- 守るべき自然環境や美しい自然景観が残されている地区は、森林法、自然公園法及び景観法等の他法令と調整しながら、都市計画においても、必要に応じて、風致地区や緑地保全地域の指定を検討する等、自然環境や自然景観の保全・継承を促進します。
- 土砂災害のおそれがある地区については、土砂災害防止法及び砂防法等、都市計画法以外の関連法令との調整・連携を図りながら、必要に応じて都市計画としての対応を検討します。
- 浸水被害のおそれがある地区については、治水対策との調整・連携を図りながら、必要に応じて都市計画としての対応を検討します。
- 幹線道路沿道で良好な風致を維持している緑地や、高速道路と住宅地の間で緩衝的役割を持つ緑地、環境保全・景観構成機能の高い緑地は、風致地区や特別緑地保全地区の指定等を検討します。
- 良好な自然景観を保全するために指定された風致地区については、今後も積極的に保全・継承を図ります。

4. 主要な緑地等の確保目標

市町が策定する「緑の基本計画」等において定めた目標に基づき、計画的な緑地等の確保を促進します。

第5節 防災都市づくりに関する方針

1. 基本方針

本県は、南海トラフ地震に伴う地震・津波被害や大型台風、局地的な豪雨等に伴う浸水被害、土砂災害等、様々な災害リスクが想定される中、県民の生命や財産を守るため、危機事象からの復旧・復興も見据え、自助・共助・公助が連携した危機事象に強い環境づくりを目指すこととしています。

このため、都市においては、災害に強い都市づくり・まちづくりを県民と力を合わせて推進するとともに、災害対策のあらゆる分野で「防災・減災」の考え方を徹底し、ハード・ソフト対策を組み合わせた総合的かつ計画的な対策を進めます。

そこで本節では、前節までに示した都市計画決定の方針に加えて考慮すべき、防災都市づくりに関する方針を示します。

- 様々な災害に強いまちづくりに向けて、県及び市町の地域防災計画や宮崎県国土強靱化地域計画等（以下「地域防災計画等」という。）に基づき、道路、河川、都市公園等の都市基盤や、公共下水道等のライフライン、救命・救助活動等の防災拠点の機能を強化する等、被害を最小限にとどめるための諸施策を進めます。

また、施設の機能強化と併せて、一旦途絶えると、影響が甚大となるエネルギー供給、情報通信、交通・物流手段等については、緊急時に備えたバックアップ施設・システムの整備等により、代替性・冗長性の確保やBCP（業務継続計画）等に基づく業務継続体制の整備に努めます。

- 県民一人ひとりの防災意識の向上、地域における迅速かつ安全な避難対策等、「自助」、「共助」の充実・強化に取り組みます。
- 災害の種類や頻度、都市構造や土地利用状況等の災害リスク情報を分析し、地域特性や土地利用の状況、人口動態や住民の意見等を考慮した上で、それぞれの地域の実情に応じた避難計画や移転計画等の作成、また、災害ハザードエリアにおいてはリスクの高い地域における、区域指定や地区計画等による土地利用の適切な制限や災害リスクの低い地域への誘導等、被害対象を減少させるための対策を検討していきます。
- 地域防災計画等や市町マスタープラン、立地適正化計画の防災指針等を活用して、県民や事業者、市町及び県等の多様な主体が連携して事前復興まちづくり計画の検討を進めます。また、「復興まちづくりの目標」をはじめ、被災後の「復興体制」や、「まちの復興像」、「土地利用」等の考え方を整理することで、「防災・減災」のための事前の準備や発災後の対応を迅速に行うための体制づくりに繋げていきます。

【地震災害】

地震災害に強いまちづくりを目指し、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、県民の防災力を高めるとともに、建築物の耐震化を強力に進めながら、道路等の骨格的な都市基盤の整備を推進します。

【豪雨・土砂災害】

気象変動の影響により、近年頻発する豪雨等による水災害や土砂災害の発生頻度が高まるのが懸念されるため、住民や民間事業者、河川管理者等の流域に関わるあらゆる関係者が協働し、雨水貯留浸透施設の整備や特定都市河川の指定等による流域における貯留機能の整備・保全等、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を推進し、引き続きハード・ソフト対策に一体的・計画的に取り組みながら、災害に強いまちづくりを推進します。

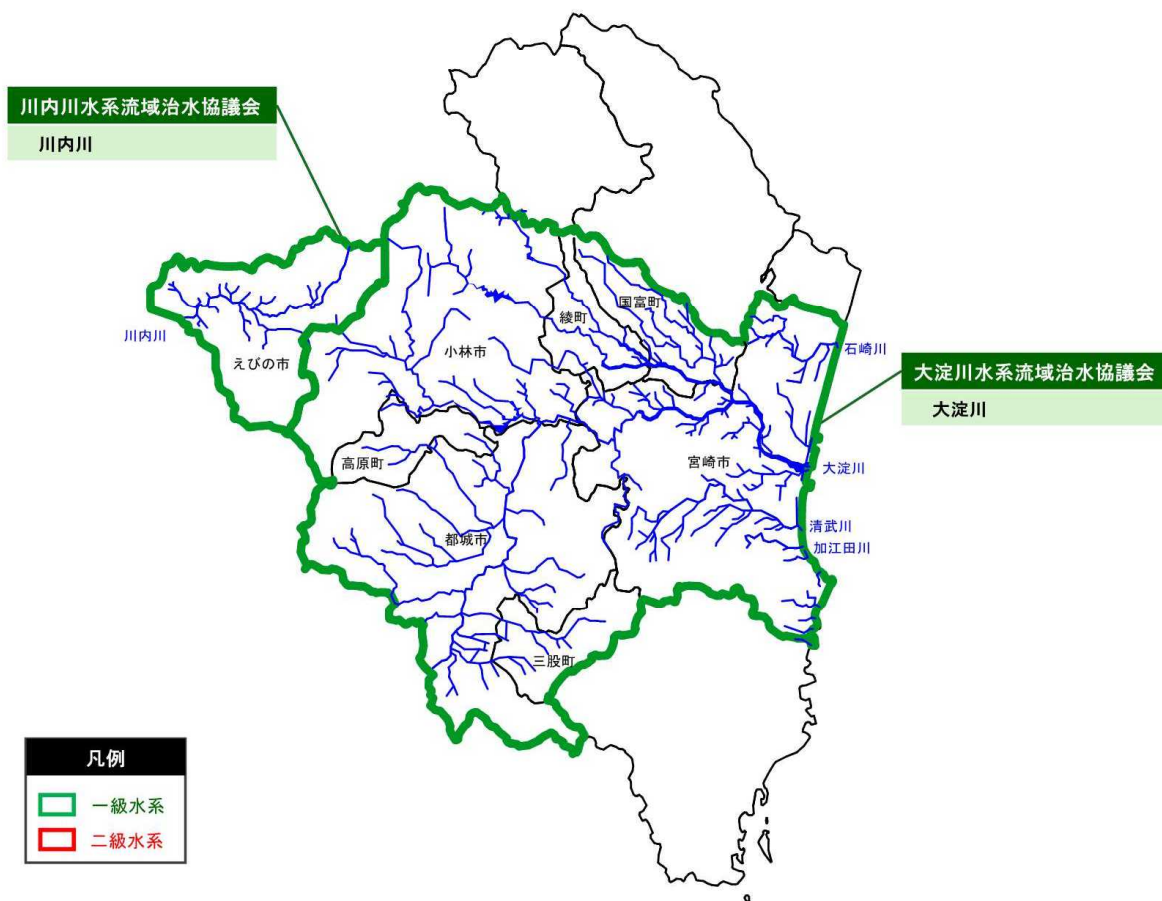


図 西諸県圏域に係る流域治水取組図

【火山災害】

地域住民及び観光客等の安全を確保するため、火山の危険性に係る地域住民及び観光客等の正しい認識を進めるとともに、迅速かつ円滑な避難活動、防災活動により被害の最小化を図る火山災害に強い地域づくりを進めます。

2. 防災都市づくりに関する機能強化・整備の方針

(1) 県民防災力の向上に関する方針

災害時における地域の避難計画や受援体制の検討に向けて、災害リスクや緊急輸送道路、避難所等の都市計画に係るGISデータのオープンデータ化を進めます。

(2) 都市構造の強化に関する方針

- 市町は、都市計画基礎調査や災害リスク情報等を活用して、河川（内水）浸水区域や密集的市街地等の防災上問題がある地域を的確に把握し、必要に応じて都市計画を見直すことが必要です。県は、都市計画の見直しのほか、災害に強い都市づくり・まちづくりを推進するため、立地適正化計画における防災指針の策定や事前復興まちづくり計画の策定等の取組に対し、広域的な観点からその取組を支援するとともに、県と市町が協働して課題解決に向けた検討を行います。
- 地震時における建築物の倒壊による道路封鎖や、火災延焼により被害が拡大するおそれの大きな密集状態にある市街地においては、その改善に向けて、計画的な土地利用と道路・公園等の都市施設整備を一体的に検討するとともに、沿道の建築物の耐震化・不

燃化、老朽木造建築物等の更新・除却、防災通路・避難経路の整備等を促進します。

- 都市災害の防止に有効な遮断地帯または避難地帯となる緑地、雨水の保水機能及び土砂の流出を防止する森林等、防災上重要な役割を果たす緑地等については、適正な管理を行うとともに、緑地保全地域の指定等を活用し、その保全に努めます。
- 地域森林計画対象民有林、保安林等に指定されている地区や災害防止に寄与する河川沿いの自然地等については、保全に努めます。
- 土砂災害等の自然災害のおそれがある地区は、土砂災害特別警戒区域指定等により、建築行為や特定開発行為等の制限を適切に行うとともに、用途地域や地区計画の対象地域としないよう努めます。また、用途地域指定後に各法律によって危険区域に指定された場合、土地利用の変更については、長期的な課題として検討します。
- 雨水流出量の増大や局所的豪雨等により、浸水被害の可能性が高い地域については、河川の治水安全度の向上と併せて、総合的な浸水対策として、都市計画法以外の関係法令との調整・連携を図りながら土地利用の制限について対応を検討します。
- 記録的な集中豪雨による災害が多発する傾向にあることを踏まえ、大規模な宅地開発は、周辺の浸水対策に大きな影響を与えることから、雨水流出抑制機能が確実に発揮されるよう措置します。
- 排水施設の処理能力を超える局所的豪雨の増大を踏まえた浸水被害軽減を図るため、都市の相当面積を占めている道路や、オープンスペースとなっている公園等との事業連携による雨水流出の抑制に努めます。
- 農地は雨水を一時的に貯水することで、都市地域（下流域）における浸水被害を軽減していることから、農業振興地域の整備に関する法律等の農業施策と調整・連携を図り、保全に努めます。
- 霧島火山観測予測図（霧島火山防災検討委員会作成）において、噴石飛散の想定到達範囲や、火砕流、火砕サージ、溶岩流、火山泥流の流下予測範囲及び土石流の想定氾濫範囲内とされる地域にあっては、開発整備を抑制する必要があります。

やむをえず施設整備の必要がある場合には、これら危険性の高い範囲であることを十分念頭に入れた上で整備する等、指導、誘導を行い、被害を最小限に食い止めるよう事前対策を行うことが重要です。

(3) 災害に強い都市の骨格の整備に関する方針

- 災害時の緊急活動を支える幹線道路や、円滑な避難を確保するための避難経路となる道路の整備を推進します。
- 基盤未整備のまま宅地開発等が進む市街地においては、消防車両が進入できない道路が多く、消防活動が困難となっているため、これらの地域の改善に資する道路の計画的な整備を促進します。
- 都市内の救急・救援活動を支援する道路は、円滑な消防活動やライフラインの安全性向上のため、広い幅員の確保、無電柱化等を促進します。

(4) 災害に強い都市の拠点等の整備に関する方針

- 大規模災害時に、被災地における救命・救助・消火・医療救護活動やその後の復旧活動等を的確に行うため、自衛隊、警察、消防等の広域支援部隊が迅速に参集し、活動する拠点機能について、地域防災計画等と整合を図りながら必要となる機能強化を推進します。
- また、大規模災害時等に、沿岸部と内陸部の自治体が結束して防災・減災に取り組む体制が検討されており、相互協力体制が確保されるよう配慮した都市基盤整備に努めます。

す。

- 水災害等の発生時に住民等の避難・滞在の拠点施設となる広場、病院等については、都市計画に位置付け、被災時に必要な施設の一体的な整備を推進します。
- 防災拠点となる都市公園、緑地等については、災害応急対策に必要な施設の整備を推進する等、防災機能の一層の充実を図ります。

なお、市街地のオープンスペースである都市公園は、防災上果たす役割も大きいことから、県及び市町は、地域防災計画等に位置付けられた行政施設等と一体となって防災拠点となるよう、都市公園を中心に活用を図ります。

3. 主要な施設の配置の方針

緊急輸送道路、緊急交通路及び防災拠点等は、県及び市町の地域防災計画等に基づき、各圏域及び拠点間の広域的で代替性のある連携・補完を目指します。

なお、これらの主要な施設は、災害発生箇所や災害の種類、規模により施設の機能分担を図り、円滑な災害対策活動を推進します。

(1) 骨格となる道路（緊急輸送道路・緊急交通路）

本圏域の骨格的な緊急輸送道路は、九州自動車道、宮崎自動車道、国道221号、223号、268号、主要地方道小林えびの高原牧園線によって構成します。

なお、九州自動車道、宮崎自動車道、国道221号、223号、268号は、発災後に公安委員会が指定する緊急交通路の予定路線として選定されています。

(2) 防災拠点等

- 災害対策拠点
防災関係機関が集積する小林市・えびの市・高原町中心部
- 救援物資の備蓄・集積拠点
JR駅前広場、物流拠点、I.C.、S.A、P.A、道の駅 等
- 災害医療拠点
小林市立病院 等
- 後方支援拠点
小林総合運動公園

(3) 主要な施設の整備目標

市町は、おおむね10年以内に具体的な計画があり、優先的に整備すべき施設を、市町マスタープランに定めるものとします。

第6節 都市計画の推進に関する方針

1. 基本方針

地方分権、住民参加意識の高揚等を背景として、住民・市町・県等のまちづくりを担う多様な主体が役割分担・連携を図りながら、地域の特性を生かしたまちづくりを促進することが求められています。

- 住民は、一人ひとりがまちづくりの主役であることを認識し、自分たちの住む都市の将来について関心を寄せ、まちづくりに積極的に参加することが望まれます。
- 市町は、住民に最も身近な自治体として、地域の実情を踏まえ、県の定める都市計画との整合を図りながら、住民と協働して特色あるまちづくりに取り組むことが必要です。
- 県は、広域的かつ根幹的な視点から都市計画の方向性を示し、本県の目指す都市づくりを推進します。
- 県及び市町は、都市計画に関する住民参加手続きの充実を図るとともに、官民協働の都市づくりを推進するため、都市計画提案制度の普及啓発、NPOの育成やまちづくり協議会の設置、ボランティア活動や住民レベルでの取組の支援等、住民が参加しやすい仕組みづくりを推進します。

2. 推進に関する方針

(1) 市町マスタープラン策定・改定の方針

- 市町は、都市計画法第18条の2に基づき、県が定める都市計画区域マスタープランに即して、住民に最も身近な自治体としての立場から、より地域に密着した都市づくりを進めるため、市町マスタープランを策定し、適宜見直しを行うこととします。
- 市町においては、今後、人口減少が進む中においても、持続可能な都市づくりを進めるため、居住機能、都市機能の立地誘導を図る「立地適正化計画」を策定し、必要に応じて見直しを行うこととします。

(2) 持続可能なまちづくりの推進

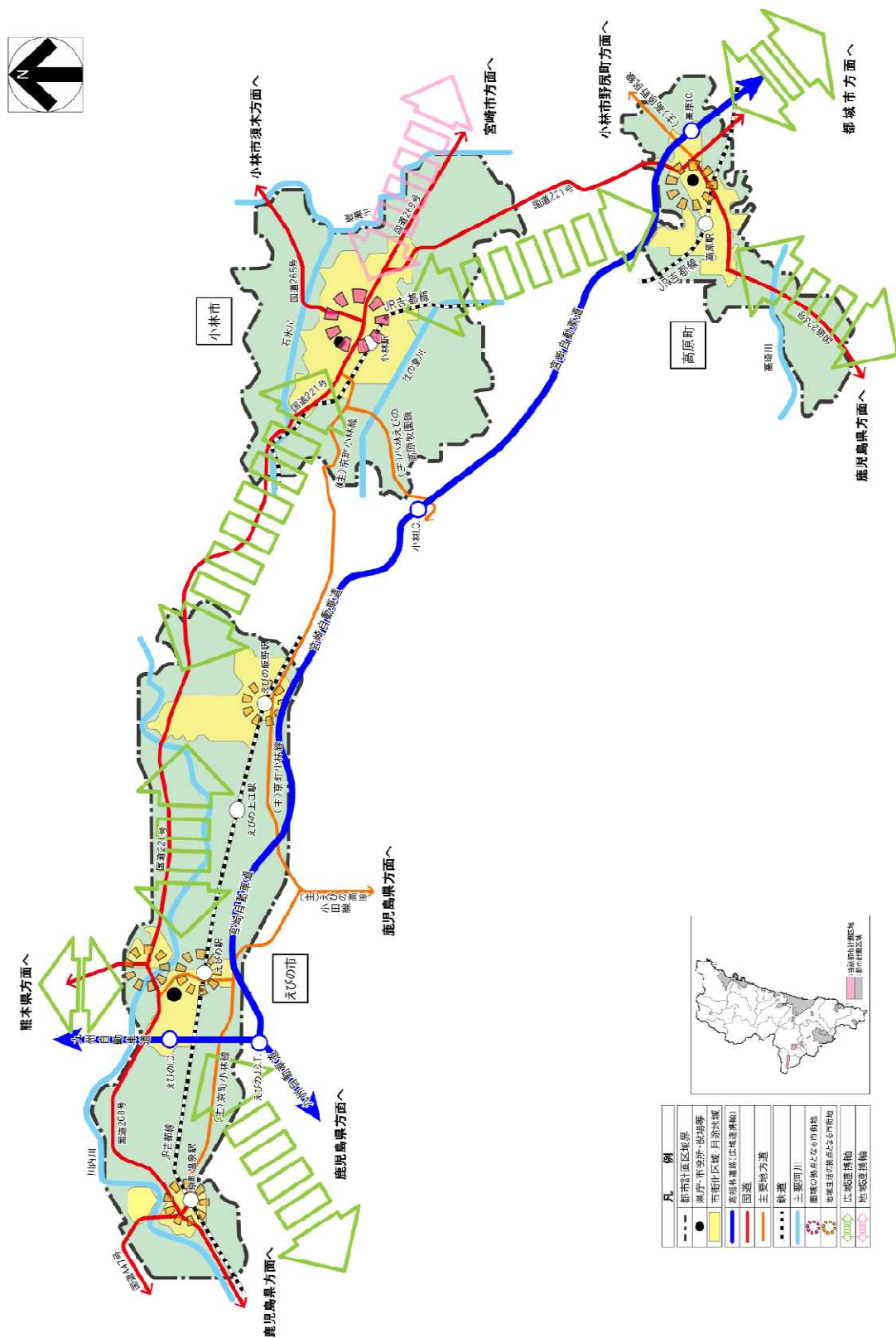
- 人口減少・超高齢社会が進行する中、社会インフラの整備、維持・管理等の行政サービスを継続していくためには、投資すべきインフラと財源とのバランスが重要であることから、財政の視点を考慮した都市経営を促進します。
- 特に、長期にわたり事業に着手されていない都市施設、市街地開発事業等に関する都市計画については、定期的に見直し候補を抽出するための取組を行います。
- 今後の都市計画においては、個々の適時適切な都市計画の見直しを実施するとともに、マネジメント・サイクルを重視し、都市計画の適切さを追求していくこととします。
- 立地適正化計画を作成した場合は、施策の目標値を設定し、おおむね5年ごとに評価するべきであるとされており、その結果、必要があれば、立地適正化計画の変更に加え、関連する都市計画の変更を行います。その際、全国標準的な指標により自らの市町の状況を客観的に把握することや、調査結果の空間分布を視覚的に把握することも有効であることから、都市構造を可視化するツール等を活用することも考えられます。また、評価及び変更にあたっては、立地適正化計画制度の趣旨に即して、単独の市町の枠を超えた広域的な視点による検討を行います。
- 市町は、おおむね5年ごとに実施する都市計画基礎調査等を活用して、都市計画区域外や用途地域外の土地利用動向や用途地域と実態の乖離等、都市計画上問題がある地域を的確に把握し、必要に応じて都市計画を見直すことが必要です。県は、広域的な観点

からその取組を支援するとともに、県と市町が協働して課題解決に向けた検討を行います。

(3) 都市計画に関する情報提供の推進の方針

- 県と市町は、都市計画に関するマスタープラン策定過程の段階から、インターネットや広報資料等を活用して、住民に対する都市計画に関する情報開示や情報提供に積極的に取り組むとともに、住民の意見を反映する仕組みづくりに取り組みます。
- 県は、情報共有による業務の合理化やまちづくりへの活用を考慮して、都市計画に関するGISデータのオープンデータ化に取り組みます。
- 県は、都市計画基礎調査を活用して都市の動向を検証し、市町と協働して都市の現状について継続的に把握します。

附圖西諸景園域構造圖



巻末資料 事前復興まちづくりに向けて（概要）

背景

これまで東日本大震災や能登半島地震等、全国各地で様々な大規模災害が発生し、あらゆる手段を講じて復興が進められてきました。あらゆる手段で進められてきたということは、どこにでも通用する万能な手段はないということです。

本県においては、甚大な被害が想定される災害として南海トラフ巨大地震や河川の氾濫による洪水、霧島山系による火山災害等が挙げられますが、今まさに大災害が発生し、復興に取り組まなければならない場合、被災した「まち」に適正な規模や内容の復興計画を速やかに導き出さなければなりません。しかし、これまでの大震災後の状況を見ると、自治体の人員体制や復興まちづくりに対するノウハウの不足、住民との合意形成に苦慮し、復興業務の着手が遅れ、復興に相当の期間を要している状況が見受けられます。

さらに、このような大災害は、人口減少や少子高齢化、産業の衰退等、被災前からある地域課題をさらに加速させると言われており、南海トラフ巨大地震の被害想定においては、九州のみならず、四国、近畿、東海と広範囲に及ぶため、国からの十分な支援が期待できない等、復興への取組環境が厳しくなるおそれもあります。

本県の沿岸部には、宮崎県の人口が集中しているほか、重要な産業・物流拠点をもつ工業集積地が位置し、地域経済の中核を担っています。

地域の産業を守り、「まち」の存続を図るためには、事前に復興まちづくりについて考え、復興期間の短縮や復興課題の整理を図らなければなりません。これまでの防災・減災対策による直接的被害の軽減だけでなく、被災後の人口流出や地域産業の維持といった間接的被害も軽減するため、事前に被災後の“復興まちづくり”を計画する必要があります。

以上の背景を踏まえ、県としては、復興事前準備に関する取組を促進していきます。

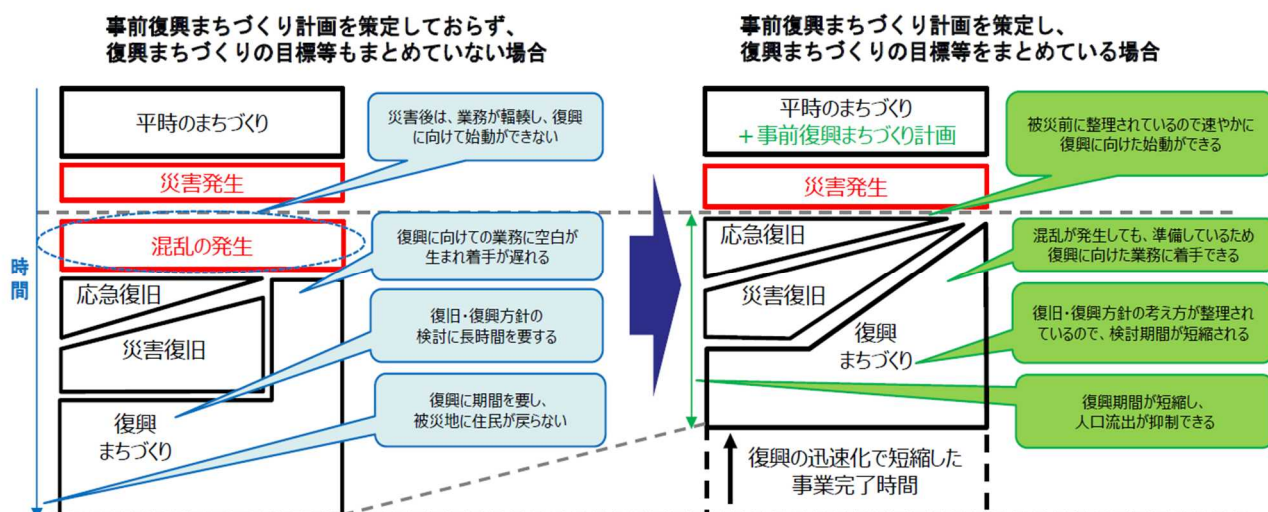


図 事前復興まちづくり計画による効果（イメージ）

事前復興まちづくり計画としてとりまとめる内容

事前復興まちづくり計画に記載する内容は、以下の4項目を基本とします。

■事前復興まちづくり計画に記載する基本的な内容

項目		想定される記載内容の例示
①被害想定やまちの課題		・地域特性と想定される被害の分布、規模等の整理 ・復興時の市街地整備等の課題
②復興まちづくりの目標・実施方針		・市町村全域の復興まちづくりの目標 ・基本的な考え方（人口や事業規模） ・将来の都市構造 ・復興まちづくりの方針 ・分野別の復興まちづくりの方針 ・事業者との復興まちづくりの目標・方針の共有
③目標の実現に向けた課題		・目標を実現するための課題
④課題解決のための対応策	事前に決めておくべき事項	・体制、手順に関わること ・復興まちづくりの工程に関すること（長期間にわたることへの対応、応急仮設住宅用地の確保等）
	事前に実施すべき事項	・市町村職員の能力向上に関わること（職員訓練） ・住民との合意に関わること（住民との復興訓練等） ・事業者の意向に関わること（事業継続・再建の意向調査等） ・基礎データの準備に関すること（地籍調査等） ・防災・減災対策